

実施報告

裁判官による出前講義



令和4年9月29日（木）に、岐阜県立岐阜高等学校において、高校1年生～3年生の生徒約1070人（うち約1040人はオンライン形式）に裁判員制度についての出前講義を行いました。

講師の入江裁判官から、裁判員制度の意義、刑事裁判の流れ、刑事裁判のルールの説明を行った上、グループワークの形式で模擬評議を行い、その講評を行いました。

その後、28人の生徒と座談会形式での質疑応答を行い、多くの質問をいただきました。



生徒さんからいただいた質問及び感想の一部をご紹介します。

(質問)

- ・裁判官、検察官、弁護士の職に向き不向きはあるか。
- ・女性が働きやすい職場か。
- ・進路をどのように決めたか、どのような勉強をしたか。
- ・高校の授業で今の仕事に役立っていることはあるか。
- ・裁判員裁判事件を裁判官だけで判断した場合、判決内容は変わるか。



(感想)

- ・自分が裁判員になったときのことを考え、普段から裁判について関心を持ってニュースや新聞を見ようと思います。
- ・裁判員が選挙権を持っている人の中からランダムで選ばれるということなどはこれまでの学校教育を通じて知っていましたが、裁判員制度の導入により、証拠が分かりやすくなったなどの影響について、初めて知り、勉強になりました。
- ・模擬評議をしてみて、判決が人の人生を左右すると考えると容易に判決を下すことはできないし、状況証拠が揃っていても、有罪だと言い切れない場合もあると知り、裁判の難しさを改めて感じました。

参加していただいたみなさま、ありがとうございました。

